コーポレート・ガバナンス報告書

2026 年4 月10 日
ディーププラス株式会社
代表取締役社長　苅谷　大作
問合せ先：取締役管理部長　井手　麻衣子
０５２－２６５－７１０８（代表）
ＵＲＬ：https://www.d-plus.info/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報
１．基本的な考え方

当社は、株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに、持続的な企業価値の向上を目指しております。
そのため、経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
苅谷大作	500,000	50.0
株式会社ＹＳＳ	500,000	50.0

支配株主名	苅谷大作

親会社名	該当なし

補足説明

株式会社ＹＳＳは、当社の代表取締役社長である苅谷大作の資産管理会社です。

３．企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	11月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

４．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引等を行う際は、当該取引等の必要性及び条件が通常の取引条件と著しく相違しないことを確認し、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することとしております。なお、関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要としております。取締役会において適時関連当事者取引を把握することで、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築、履行する方針としております。

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

１．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	５名以内
定款上の取締役の任期	１年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	４名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	１名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	１名

会社との関係

氏名	属性	会社との関係(※１)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
市川　昌広	その他会社の出身者											

※１ 会社との関係についての選択項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h. 上場会社の取引先（d、e 及びf のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k. その他

会社との関係(２)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
市川　昌広	○	一	金融機関出身者であり、経営管理分野及びコーポレートガバナンス分野における豊富な経験と見識から、当社に対して公正で客観的な経営の監督を遂行いただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所の規定する独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しました。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	３名以内
監査役の人数	２名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は大会社ではないため、会計監査人を設置しておりませんが、監査法人コスモスとの間で「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第５項の規定に基づく監査契約を締結しており、随時、監査方針や監査実施状況に関する協議・連携の機会を設けております。また、監査役設置会社として監査役が年間監査計画に基づき、取締役の業務の執行状況について監査を行うとともに、取締役会などの重要会議に出席し、意見を述べることにより、経営の実効性を高めることに努めております。さらに、内部監査室は、年間内部監査計画に基づき、各部門の業務監査及び特命監査を行っております。 監査役、会計監査人及び内部監査室は、適宜、情報連携を図りながら、それぞれの担当分野における監査の実効性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任していない
社外監査役の人数	－
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	－

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名

その他独立役員に関する事項

―

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

ストックオプションの付与対象者	なし

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別の開示は行っておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額の決定は、株主総会のおいてその総額を決議し、各取締役の報酬額は代表取締役社長に一任しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役に対しては、日常的に情報共有に努め、重要事項については、必要に応じて電子メール等を利用した事前説明を行い、取締役会において効率的な審議や意思決定をサポート
しております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

（１）取締役会

当社の取締役会は、取締役４名で構成されており、毎月１回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令及び定款、取締役会規程、経営の基本方針の定めるところにより、経営に関する重要事項などについて意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。また、取締役会には監査役が出席し、必要に応じ意見陳述をする等、取締役の業務執行状況を監査しております。

（２）監査役（協議会）

当社の監査役は、監査役２名で構成されております。監査役は監査役監査規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査を実施するとともに、必要に応じて監査協議会を開催しております。各監査役は、取締役会にその他重要な会議への出席、取締役や重要な使用人への意見聴取及び需要な資料の閲覧等を通じて業務監査を行い、取締役の業務執行を適法性だけでなく妥当性の観点も踏まえて監査・監督する体制としております。会計監査では、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えております。また、監査役は内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役社長及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

（３）リスク・コンプライアンス委員会

当社は、リスク管理、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持するために、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は毎月１回開催され、クレーム・トラブルの報告、対応及び再発防止策をはじめ、内部監査室からの内部監査報告が社外役員（取締役）参加のうえ報告され、取締役会メンバー及び主要幹部で審議・共有されております。

（４）会計監査の状況

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第５項の規定に基づき監査を受けております。なお、2025年11月期において監査を執行した公認会計士は岩村豊正氏、杉江明俊氏の２名であり、いずれも継続監査年数は７年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士13名その他４名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由としましては、事業内容及び会社規模に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であり、かつ社外役員を含めた経営監視機能が十分に発揮される体制が確保できていると考えており、本体制を採用しております。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	今後検討すべき事項と考えております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、決算期末が11月30日のため、一般的な総会集中日を回避した総会日程となっております
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関	今後検討すべき事項と考えております。
投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知（要約）の英文での提供	現時点では、英文による提供を考えておりません。
その他	―
実施していない	―

2．IR に関する活動状況

	補足説明
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後検討すべき事項と考えております。
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項と考えております。
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	今後検討すべき事項と考えております。
海外向投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項と考えております。
IR資料をホームページ掲載	当社WEBサイト上にIR情報ページを設け、TDnetにおいて開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報等を掲載していく予定です。

IRに関する部署(担当者)の設置	管理部を担当部署としております。
その他	―
実施してしない	―

３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、すべてのステークホルダーの立場を尊重し、持続的な企業価値の向上を図るため、「WORKING POLICY」を制定するとともに、「コンプライアンス規程」をはじめとする社内諸規程を整備しております。 役職員がこれらの方針・規程に基づき、誠実かつ秩序ある経済活動を行うことが、お客様、株主、取引先、従業員、地域社会といったステークホルダーからの信頼に繋がるという信念のもと、日常業務における遵守を徹底しております。また、定期的に開催される「リスク・コンプライアンス委員会」での審議や内部監査を通じて、規程の実効性を確保し、ガバナンス体制の継続的な強化に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	すべての投資家に対して公平な情報開示に努めるとともに、当社ホームページを通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。
その他	―
実施していない	―

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、会社法上の内部統制はもとより、金融商品取引法における内部統制の整備及び運用の充実を目指しております。現状においても、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等の規程に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、当社の企業規模に対応した、適切で有効な内部統制機能を確保しております。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（１）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、設立から現在に至るまで反社会的勢力との関係は一切なく、今後も反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。また、反社会的勢力によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、組織として毅然とした対応を取ることを周知徹底しております。

（２）反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に備え「反社会的勢力に対する対応マニュアル」を制定することにより、反社会的勢力への対応ルールを整備しております。また、取引先と締結する契約書等では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を一方的に解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

Ⅴ．その他

１．買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし

２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制は下図のとおりであります。

【模式図(参考資料)】

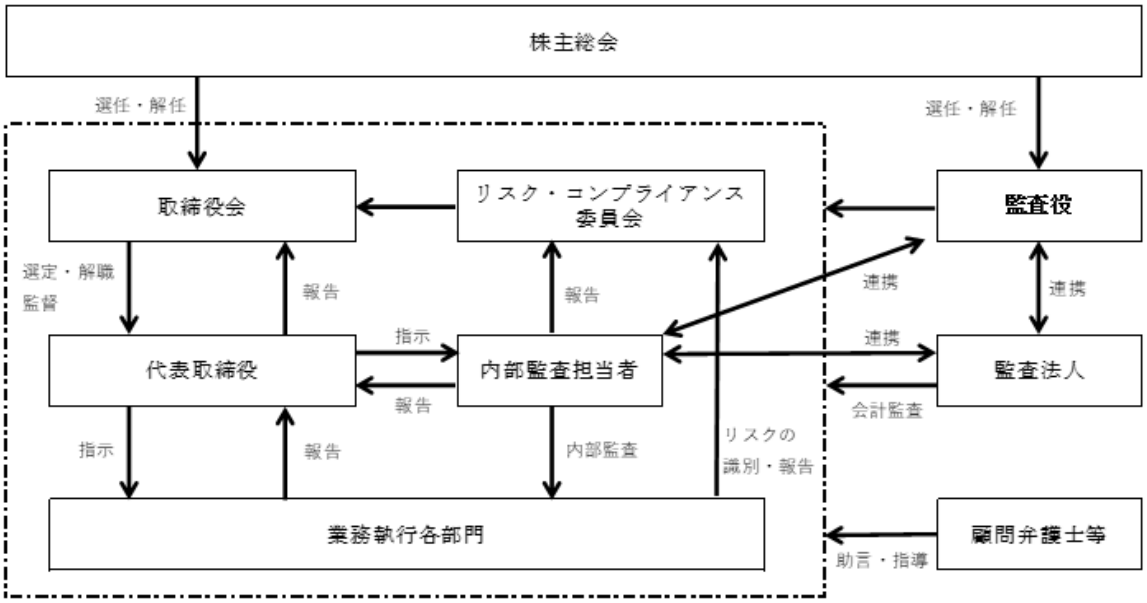

【適時開示体制の概要（模式図）】

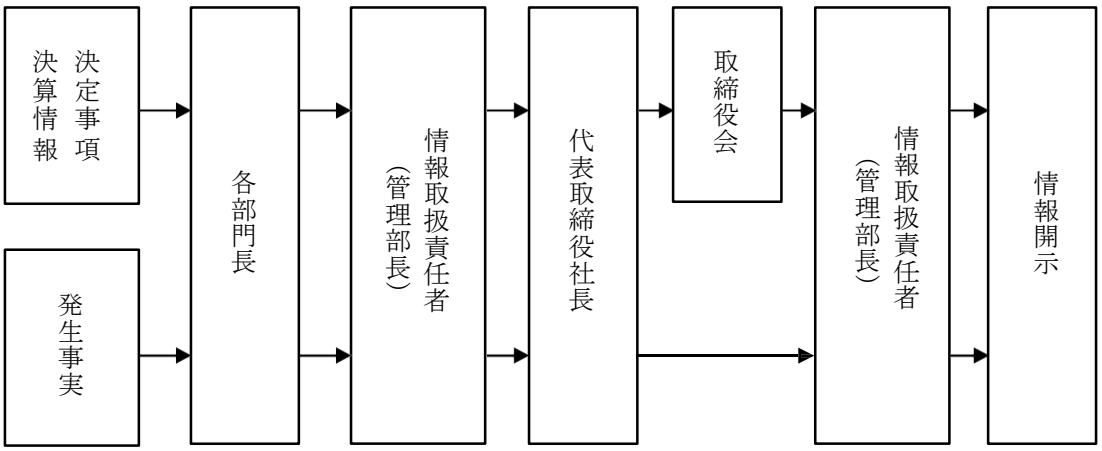

以上